

ヘレニズム、埃及社會經濟史の二大業績

渡邊 金一

こゝ十數年間短かい海外からの通信を通じて辛じて知り得た歐米の歐羅巴古代史學界の活動情況も最近その具體的成果を直接手にすることが出来るに及び、漸くその全貌について省察を廻らすことが可能となつた。古代史の他領域に於けると同じくここヘレニズム埃及の社會經濟史研究についても、未知の史料の發見、未公開史料の刊行、個別・綜合研究の發表と活動の跡はめざましいが、就中過去數十年間の草紙文書學の成果とも言えるベルギーの女流史家 Claire Préaux の浩翰六四六頁に及ぶ *L'Economie royale des Lagides*, 1939, Bruxelles 及び長らく全世界の歐羅巴古代史研究家の待望の的であつた Michael Rostovtzeff の *インソニアン* *The Social and Economic History of the Hellenistic World*, 3 vols. Oxford, 1941, XXIV 1779 pp, 112 plates, 11 figures in Text の第一に指さるべきであらう。この兩著は正しく眞の意味でこの方面に於ける過去の學界の諸成果の決算の書なのである。が學界自體もかゝる集大成を成熟せしむべき諸契機を當時包蔵していた。即ち史料について見れば之等の著作の執筆に先立つて當時學界の有に歸していた目ぼしいパピリはその殆どが刊行されていた（そして現在でもかかる史料の Be-

stand に本質的變化は無いようである⁽¹⁾。他方ヘレニズム埃及の社會經濟史研究の文献に就いてみても、G. Lumbroso の最初の綜合敘述の試み *Recherches sur l'économie politique de l'Égypte sous les Lagides*, Turin, 1879 希臘・羅馬の埃及經濟史研究の礎を定めた U. Wilcken, *Griechische Ostraka aus Aegypten und Nubien, ein Beitrag zur antiken Wirtschaftsgeschichte*, Bd. I, Leipzig-Berlin, 1899 及び同書の成果の要約 *Grundzüge und Chrestomatie der Papyrskunde*, I. Hist. Teil, 1. Hälfte, Grundzüge 1912 に引續き、概說的敘述は Bevan, Tarn, Jouguet, Rostovzeff の手で進められる傍らヘレニズム埃及の社會經濟の殆ど全領域にわたり動かすことの出來ぬ個別研究が續々と爲された⁽²⁾。かかる學界を背景として先づブレオーの著作が世に問われ、次で事埃及に關する限り後者に據つたロストフツェンの作品が完成したわけである。

(註)

(1) ノトレイイオス朝の所謂「ツェノオン草紙文書」を始めとする主要草紙文書集の概観についてはブレオーの同書「序文」 pp. 10—15 (*Les sources*), pp. 15—23 (*Critique des sources*)、碑文・記述史料をも含めたこの時代に關係の史料全體の一々をのべては、pp. 571—577 參照。今日このツェノオンツェノオンに附加すべきは“Zenon papyri, *Cat. gén. des ant. égypt. du Musée du Caire I—IV, Le Caire 1925—31*”の編者 C. C. Edgar の没後 O. Guérard, P. Jouguet の手になつた同文書集の第五巻が存する (940)。

(2) ブレオー「序文」 pp. 26—28 では文獻文獻のよき位置づけが「Bibliographie」 pp. 577—588 では網羅的な文獻目錄が見られる。其の後の主要作品では H. I. Bell の著書 *Egypt from Alexander to the conquest of the Arabs*, 1948, Oxford 及び同ブレンオーの *Les Grecs en Égypte d'après les archives de Zénon*, Bruxelles (Coll. Lebeqne), 1947 の如

ヘレニズム埃及社會經濟史の二大業績

一 緒論 第二十六卷 第五號

きが存する。個別研究の戦成果については後述との關係上重要である故に、その右記の箇所により、左に列掲するに、その個別研究たる本質にも拘らず同時に社會經濟史の綜合敘述への契機をも含み終に前述大著となつて結實したロスマンツマンの二著 Studien zur Geschichte des römischen Kolonates, 1910. 及び A Large Estate in Egypt in the 3rd. Century B. C., 1922 の他、農業史に關する M. Schnebel, Die Landwirtschaft im hellenistischen Agypten, 1925.; トムソフキ朝の統制經濟に關する F. Heichelheim, "Stos" (1934), "Monopol" (1933) (共に Pany-Wissowa R. E.); 鑛山及び採石業に關する K. Fügler, Steinbrüche u. Bergwerke im ptolem. u. röm. Agypten, 1910.; 國有銀行及び倉庫業務に關する F. Preisigke, Girwesen im griechischen Agypten, 1910.; 貨幣に關する M. Chvostov, Esquisse sur l'organisation de l'industrie et du commerce dans l'Égypte grecque et romaine, I. L'industrie textile dans l'Égypte gréco-romaine, 1914.; 埃及の東及び南方貿易に關する H. Kortzenbeutel, Der ägyptische Süd- u. Osthandel in der Politik der Ptolemäer u. römischen Kaiser 1934.; 經濟發展に關する F. Heichelheim, Wirtschaftliche Schwankungen der Zeit von Alexander bis Augustus, 1930.; 半工業に關する Th. Reil, Beiträge zur Kenntnis des Gewerbes im hellenistischen Agypten 1913.; 國家專業團體に關する M. Rostovzeff, Geschichte der Staatspacht in der römischen Kaiserzeit bis Diokletian, 1902.; 賦税に關する F. Oertel, Die Liturgie, Studien zur ptolem. u. kais. Verwaltung Agyptens, 1917.; 農地租に關する J. Lespquier, Les institutions militaires de l'Égypte sous les Lagides 1911.; 奴隸制に關する W. L. Westermann, "Sklaverei", 1934 (Pany-Wissowa R. E.); 專業團體に關する M. San Nicolo, Agyptisches Vereinswesen zur Zeit der Ptolemäer u. Römer 1913.; 神廟に關する W. Otto, Priester u. Tempel im hellenistischen Agypten, I—II, 1905—1908 上記の社會・經濟史研究に加えて、今もなお不可解の難問を記述するに米た法蘭西國の著名な学者 H. Lewald, Zur Personalexekution im Recht der Papyri, 1910.; F. v. Woelf, Das Asylwesen Agyptens in der Ptolemäerzeit und die spätere Entwicklung, 1923.; E. F. Bernecker, Die Sondergerichtsbarkeit im griechischen Recht Agyptens 1935.;

E. Seidl, *Der Eid im ptolemäischen Recht*, 1922 が存する。以下紹介せんとするプロネオの書物の一々の項目は、それと同名の對象が取上げられている上掲の書物のいづれかを必ず基としている。

「最近の最も重要な經濟社會制度研究への寄與」にして「プロトレマイオス王朝の經濟組織の生成展開を示し之と埃及人及び希臘人の經濟生活の個人主義的傾向との葛藤の變遷を敘した」(Rostovzeff, p. 1378)と云われる「プロトレマイオス王朝經濟」の著者プロネオとは如何なる人か。吾國では女史の名が知られること案外に少く考へられる故同書出版迄の女史の學問的業績についで云れるに、既に雜誌“Revue Belge de philologie et d'histoire VIII (1927) pp. 767 ff.”に“Lettres privées grecques d'Egypte relatives à l'éducation”なる論文を掲げたが、次でヘレニズム埃及の社會經濟史に關し次の如き諸論作を次々と發表し、こゝに名實共にこの方面の専門家となつた。

“Quelques défauts de la politique intérieure de Ptolémée Philadelphe” (Aegyptus, XII (26) (1933), pp. 547 ff.); “Réflexions sur les droits supérieurs de l'Etat dans l'Egypte lagide” (Chronique d'Egypte, X (20) (1935) pp. 109 ff.); “Difficulté de requérir le travail dans l'Egypte lagide” (Chr. d'Ég., X (20) (1935) pp. 343 ff.); “Politique de race or politique royale ?” (Chr. d'Ég., XI (21) (1936) pp. 111 ff.); “Un problème de la politique des Lagides; la faiblesse des édits” (Atti IV Congr. Pap., pp. 183 ff.); “Esquisse d'une histoire des révolutions égyptiennes sous les Lagides” (Chr. d'Ég., X (32) 1936) pp. 522 ff.);

“La signification de l'époque d'Evergète II (Actes du Vme Congr. Pap. (1938), pp. 345 ff.)”。吾々はしがし女史の背後に古代埃及研究の盛んなベルギー歴史學界の存在することを忘れてはならない。就中 Chronique d'Égypte (Bruxelles I, 1925) なる定期刊行物を出して La Fondation égyptologique Reine Elisabeth を指摘せねばならぬのであり、こゝに紹介せんとする女史の著もその叢書の一冊として出版された。なお同書成立に關して最後に一言すべきは當時イェール大學の職にあつたスロトフツェが本書の校訂刷校閱の勞を取つたことであり、後に紹介すべき後者の大著との關聯上重要である故ここにふれておく。

さて「プトレマイオス王朝經濟」によつて女史の追求せんとする主題は如何なるものであろうか。本書の題目及び目次の一覽が或は予測させるような王朝の個々の財政部門の分析は必ずしも女史の窮極の目標ではない。「序文」での特異な問題設定が注目さるべき所以である。女史にとり問題なこと、それは「諸制度の構成する一つの全體が一體如何に變化して行くか」ということである。「社會の諸勢力の動きが惹起する諸問題の解決の具現化したものが制度である。しかし之等の諸勢力は變化するのに反して制度は常にはそれに應じて修正されない。制度は繼續すべく設けられて、屢々自身自己の具現する平衡の構成部分となるが如く見える。制度はそれ自體一個の生命をもつたもの如く諸事件の勢いに反抗し又は讓歩する。が一つの制度は讓歩しても、之が組入れられている全體が必ずしも動搖せしめられるとは限らない。之即ち社會の生活が既に時代後れとなつた諸形態を存續せしめ一つの新しい解決の論理的歸結の到來をおくらせる一種の «le moindre effort» の法則に支配されている如く見える所以である。かゝる惰性の力が歴史的發展を一聯の諸歸結の合理的展開から區別する。歴史とは論理と惰性の «jeu» である。それ故社會の變

化を理解するには、諸形態の抵抗と格闘する論理の推移を明かにせねばならない。」之を人間という主體の側から敷衍すれば次の如くなる、「人間は諸制度の構成する一全體を、それが現わしていた平衡が狂いその結果自分達に適合することを止めたが故に修正せんとする。その機能を悪しく果すすべてのもの、打ち克ち難い諸利害の對立、傳統的社會現象に作用する強度上の本質上の諸變化、近隣諸國民の政治的動きを根本から覆えす底の諸事件、之等すべては社會なる一大有機體に於て多少の差こそあれ急速かつ有效な適應化の諸努力を喚起させる。之等の諸努力こそ吾々が特殊の興味を以て分析せんとする當の對象であるが、これ即ち之等諸努力が社會の推移の跡を示すが故に他ならぬ」。之等 *les institutions, la vie, la société, les formes* といつた言葉が吾々に喚びおこさせるフランス的感覚はブレオーの、又廣くベルギー史學界の共有する所なのだろうか。ところで女史がプトレマイオス王朝の埃及を歴史研究の對象として選ぶのもそれがかかる問題の解決に絶好の場を提供しているが故に他ならぬ。即ちアレクサンドロス大王の征服に續く希臘人の到來のこの時代はこの地で明かな諸變革の行われた時期である。「王は變らざる意圖を有している。住民も又他の種のそれを有している。希臘人は自己の要求を保持し、事情は神殿に於ても變りない。過去は現在に生殘つて之をさまざまに上げる。新奇さは傳統的諸形態に入込みその意味を變える。之等諸力の間にあつて對立相剋は決して止むことはなかつた」。更にこの時代が提供する種種の環境から由來の數多くの（今日一萬點に近い）パピリは「相對立する諸意圖の間の小さな繰返される衝突を、従つて新しい諸制度の出現を求めている適應の缺除を、明確に示す」だろう。

かゝる問題を懐きつゝ、では研究の出發點を具體的に何處に定むべきか。女史は *le budget royal des dépenses*

et des recettes」と答えるが、それは現存の當時の文書の大半が公・私を問わず王朝の財政に關係しているといういわば偶然的な理由の他、女史が設定した上掲の問題解決の手掛りとして最もふさわしいからである。即ち「一國民の社會的諸勢力の一つが總ゆる權力を行使するや、この勢力は又總ゆる責務を負う。此所からそれが富むべき必要が生れる」が、之をヘレニズム埃及について見るならば、「王朝が行使する絶對的總括的權力は唯それ丈で王朝の政治的配慮の中でも收入に關する配慮が何故優越的であるかの理由を説明する。所で若し富が王の手中に權力と兼握されるに至ると、こゝに王の意圖が政策を通じ埃及社會の經濟組織を決定附けるのたとい成功はせずとも少くとも決定づけんと企てる機會が存在することになる」。(なおかゝる出發點の定め方は埃及社會經濟史研究の常道でもある。「埃及で契約關係を理解しようとすれば、決して私的契約でなく *«the social pact»* から始めねばならぬ」、というロストフツキフの言葉を想起すべきである Kolonaf, S. 2)

かく成立した *«l'économie royale»* の實體を (一)「出費」・「支出」という觀點から一々詳細に書き出すこと、(二)王の要求の盛られた「予算」調達上の基本原則たる「契約」・「役人の責任制」・「請負」といつた諸制度を分析すること、(三)之等主として三世紀について示された諸制度の一々、次では全體としての *«l'économie royale»* が如何に埃及社會を變質させ乃至反對に傳統的諸力に敗退していつたかといひわば「王の利益に奉仕すべく構態された一經濟が惹き起した諸利害の衝突」を跡づけること。かくの如きが以下少しく立入つてその内容をを檢討すべき此の書の梗概である。

前編第一章とも稱すべき「出費」では、次の諸項目が取上げられる。(一)アレクサンドロスの遺産をめぐるヘレニズム諸列強の角逐という政治情勢の許、プロトレマイオス王朝が自己の足下を固め攻勢に轉ずる爲に支出した軍事費として(1)軍隊維持費・(2)この時代に登場した新兵器たる象の捕獲費・(3)海外領土を守り兼ねて自國商品の輸出市場を確保する爲の艦隊の建設費・(4)ヘレニズム世界の勢力均衡の場にあつて自國の友邦を得る爲に撤かねばならぬ政治資金、(二)莫大な官僚機構を維持する爲の「俸給費」、(三)「*leitourgia*」という王權の性格が當然要求する「祭祀費」、(四)埃及がナイル河岸の灌漑農業國家たる事から當然歸結される「公共事業費」、(五)そして最後はシラクサの僭主・ベルガモンの王・小アジアの都市の文藝擁護者・カルタゴの大商人に伍して希臘世界の中でその威容を誇示する爲に必要な「官廷及び之を飾る諸設備に必要な經費」。之等出費の各項は王朝が負うた諸使命の一々の反映に外ならぬが、同時に著者がプロトレマイオス王朝の王權の内容を如何に理解しているかが自づと示されている點興味深い。なお上記諸事項を扱うに當り古來から論争の的たる諸問題にふれて來ざるを得ぬが、就中(一)ヴィルケン・ロストフツェフ・コルネマン等の間に戦わされた、プロトレマイオス初代の諸王は果して希臘世界の霸權を目指しての帝國主義的政策を行つたか(pp. 33 ff. 2)。(二)プロトレマイオス王朝の官職制度の本質はライトゥルギー的なものだったか(pp. 43-7, ff. 5)に關し研究の現段階や著者自身の之に對する態度が示されている點にも注意を拂う要があろう。

が前編のやまは何といつても第二章たる「收入」にある。ここでは王の徴集権のあらゆる面が、行使の對象の一々について分析される。(一)産業部門では(1)農産及び之を原料とする工業の中、(イ)一年性植物を對象とする「製油獨占」・「織物」・「穀物」、(ロ)多年性植物を對象とする「木材」・「葡萄及び果樹」・「パピルス」、(2)畜・水産部門として「狩獵」・「漁撈」・「家畜・家禽飼育」及之に附隨せる加工部門、(3)「鑛物資源」開發及び之に關聯して「貨幣」・「銀行」と著者は王の收入源たる之等の經濟活動の一々につき、之をめぐける生産の獨占・製造の許可・營業稅・移轉及び消費稅・關稅・徵發權等王の行使したあらゆる「*prélèvements*」を丹念に調査するが、之等の收入を最大限ならしめるため埃及の全産業に張りめぐらされたプロトレマイオス王朝の所謂「統制經濟」の姿は本書に於ても明確に把えられたと申すべきだろう。(二)住民の私有財産から王が徴集した收入として(1)財産そのものに對する租稅たる「地租」・「之以外の私有財産に對する諸稅」・「奴隸」に對する課稅、(2)財産の法的移讓に伴う租稅たる「登記稅」・「移轉稅」・「相續稅」、(三)《*des produits de la terre*》を對象とはせざる商工業活動たる「浴場」・「其他の營業」・「河川輸送」・「海外からの輸入取引」等に對する課稅及び「關稅」、(四)個人が唯その存在・身分・職業等の故支拂うべき(人頭稅・農兵が支拂の義務を負つた租稅等)「人を對象とする租稅」、(五)裁判からの收益たる「罰金」・「裁判費用」、(六)例外的入費、(七)海外屬領からの收入。

かゝる列擧の方法が財政學理論から言つて果して妥當か否か、私に語る資格はない。が敘述が無味乾燥な「租稅一覽表」でない事丈は確かである。むしろ王の徴集權行使の對象たるべき産業や制度が如何に王の意圖により統制され再編成されているかという事を明かにするのが著者の關心事なのである。その結果プロトレマイオス王朝の巧緻を極め

た(ディオクレティアヌスのそれとは全く別種の)統制經濟の機構就中統制の意味が如何に明かにされたことか、之を示す爲、一例としてフィラデルフスの「收税法」及び三世紀末一宰相から一財務官フィロソケルスにあてられた指令書(P. Todt. 703)を基として「油」・「葡萄」・「穀物」について著者の行つた考察を以下に要記する。

「油」は古代の生活で食用燈用其他に缺く事の出来ぬ生活必需品であつたが王の之に對する生産の獨占は次の如くであつた。

一、政府は各縣に胡麻・巴豆バズの作附面積を定める(之が決定の要因は後述)。此處から收穫さるべき收穫物は請負人に縣單位に賣却される。請負方式の採用は國家が收入の現實の入手に責任を負う保證人を確保せんと目的から出る。

二、國家は落札人に一定量の原料を交附すべき義務がある。其の爲にさきの作附面積を實現化させねばならぬ。之は地方役人の責任制、免稅地(ateleia)・贈地(dorea)・その使用權が王から與えられた(en sinitexei)土地を除くた土地に對する播種用種子の貸與制(前記の種類の土地保有者には翌年の播種用として收穫物の一部の保有が許される)、又少くとも王地に就てはその管理役人への作附指令書(diagraphé sporn)の通達、と云つた諸手段による。

三、收穫前に役人は請負人と共に耕地を巡回し收量の見積り評價をなす。

四、收穫物は全部が公定價格で栽培者から請負人に賣られる(但し賣上代金の1/4に相當の部分は租税たる故農民は賣上代金の3/4を受領する)。此處で請負方式が採用された第二の理由が明かとなる、國家は自身資本を役下する勞を廻避するわけである。收穫物そのものは國家の倉庫に納められ役人の嚴重な監視下に置かれる。

以上の播種—收穫迄の國家統制は採油原料が隠匿・製油・販賣されて王の油專賣權からの収益を減少せしむべき契機を排除にある。

油製造工程への統制は最大の利益をあげるべく予め通達された範圍の生産高をフルに實現するという目的に副つて爲される。原料は役人により過剩不足ならざる様、王に徵用されている工場に供給される。未操業機具は封印して工場から般出され、労働者には職場をはなれる自由が奪われる。

製造された油の小賣權は入札に附されるが入札價格は公定、従つて入札の對象となるのは數量の點である。更に小賣價格も公定であるが著者はその理由を次の如く説明する。「商人が若し自己の利益で小賣價格をツリ上げるとなると、需要は減少し王の獨占が侵害されるという危険になり兼ねない。しかし政府は最大なるべきが賣上量の齎らす賣上高であり、需要・供給何れの要素でもないということを知っている。政府は《需要》因子を左右することが出来ぬ故《賣却價格》を課する。所で價格も確かに、供給される商品の量に依存する。そして例えば漁撈や果實取引に於ける如くこの供給量と言う因子が商人の意圖で如何とも爲し得ぬ場合も起る。だが油の場合では王は毎年採油用植物の生産を規定し（前述）、又埃及の如き定期的な氣候の許耕作が細心に監視されれば收穫の變動は最小限である。それ故供給量は理論上では王の意圖により決定され得るし、購入者の購買力を挫かずして自身に最大の收入を保證する最高の小賣價格を定めることが王には可能であるが、事實之が王の實行する所である」と。そして王の如何とも爲し得ぬ顧客の購買力というとらえ難い唯一の因子こそ王をして見當と實際との差異から自己に蒙らざるべき損失を慮つて購買力に見合う小賣數量を入札者の選擇に委ねしめた理由であつた。又販賣權は入札に附された故、落札者には競争者

はなく小賣價格の維持は可能となる。

この種獨占は果して成功し存続したるうか。史料は之等諸規定が必ずしも遵行されなかつたことを語っているが、この點に關する著者の説明は次の如くである、「埃及文明で油の獨占を對象に選ぶ處置は非常に賢かつた。廣大な耕地の所有者たり、埃及全土に對し統制權を有するといふ點で並ぶ者なく、數多くの役人の輔佐を享けて統計資料を驅使し、資本の貸與者たる數多くの請負人と合作し、法律で取引のあらゆる要素を規制する權限を行使した王は心理的方面の諸反抗に直面した丈だつた。しかし之等反抗は強靱だつた。農民に上から指定した耕作を強制する困難、勞働者の自由の渴望、密告者のへこまぬ狡猾さ、王の管理役人の怠慢、一目置かねばならなかつた神殿（一定の制限下で製油事業が許可さる一筆者）や賜地受給者の特權、之こそ王の獨占に妨げとなるものだつた」。

「穀物」にあつても採油用植物の場合と等しく播種用種子の貸與制が布かれ、少くとも王地について *diagraphie* *sporu* によりその管理役人に作附面積が通達される（但後者の場合の如く各縣毎に作附面積が中央から指定されたか不明。穀物にあつては王は國內消費を上廻る數量を國外市場に賣却し得た故、専ら國內市場から最大の利潤をあげん爲に行われた油の場合の多くの配慮は不必要だつたのではあるまいか。）播種後は役人の耕作監視と並び上地臺帳による統制が行われる。收穫に際してはその耕地を如何なる名目で保有する者に對しても收穫物に對する國家の假處分 *«sequestre»* が行われ、總ての國家への納入義務額が差引かれた後の残りが耕作者に渡される。従つて胡麻や巴豆に見られた如く國家により收穫物全量が買上げられるのではない。又國家は納稅者から納入義務分を穀物で納めさせる選擇 (*optio*) 權や強制買上 (*sitos agorastos*) を行使することはあつても之等は自由な私的取引と共存關係にある

(強制買上の際の価格は私的取引の場合と異ならないし、玉地の小作料も私的小作契約の際と大體同一であることを著者は數字的に實證す)。地方—アレクサンドレイア—國外市場と非常な價格差があるのに取引は原則としてかく自由であり、王はこの取引を油の際に於ける如く一手に掌握しない。が實質的には王は作附計畫・耕作の嚴重な監視・全收穫量の假差押を通じて確保された小作料や租税により埃及で最大の穀物所有者であり將又大量の買附を行い、この生産物の價格と分配を自由にし得る地位にある。即ち「王は穀物價格の主人公として、給料の價値の主人公 (admiral) (筆者)、地方の運命を一手におさめ、外國貨幣と交換さるべき第一の原料を自由にする。そして最後に穀物對外政策を實行する。——次で著者は油獨占の場合と比較して次の如く述べる。——かかる權能は主權者の絶對的權力に訴えること最も少くして維持された。穀物ほど重要ならず、加うるに殆ど國外に輸出されなかつた生産物たる油の賣却は反對に卓絶せる一國家經濟を現わす獨占の對象である。このコントラストこそプロトマイオス玉朝の特色づけるものに他ならないのである。」

「葡萄」は採油用植物や穀物と異り果樹や紙草等と同じく多年性植物であり、《emphyteusis》の結果私有地で栽培されている。栽培は穀物より一層困難にして高價、絶えざる努力・栽培者の一層長期にわたる土地への定住・一層長期の投資を必要とする。無數に散在する之等小私企業に對する王の統制は技術的に、王の徵集權はその正當の根據づけに於て、穀物や採油用、植物の場合とは異らざるを得ないだろう。事實之を示すのがフィラデルフスの「收税法」中の《apomoiira》 稅徵集の規定である。又收穫をめぐる葡萄搾汁に至る迄の詳細な諸規定の一々の點について採油用植物の場合との間に多くの類似點が見られるものの統制の趣旨が兩者全く異つてゐること、就中この點が重要であ

る。採油用植物の際は隠匿されて之が王の獨占を破るべき事態を防止するのみに反し、葡萄の場合は課税對象が減少せしめられるのを迴避するにある。いわば統制は前者にあつて「經濟的」であるのに反し後者の場合は「財政的」である。この相違は國外からの輸入商品に對する關稅に於ても看取される。プトレマイオス王朝が之等商品に相殺關稅 (les droits compensatoires) を課し關稅障壁をめぐらした事は有名であるが、王が之により保護せんとするのが油の場合にあつて王の獨占する製油及び油の取引であるのに反し、葡萄酒の場合は國內の葡萄生産からの租稅 (という財政的收入) であつたわけであり、之は關稅賦課の手續の相異に反映する。なお「王朝」經濟の性格を把握する上にこゝで注意すべきはかゝる保護關稅により保護さるべき當のものが「國民」産業でなく王の獨占・租稅收益であつたと言ふことである。

以上は著者がプトレマイオス王朝の統制經濟機構に行つた分析の一端を紹介した迄であるがハイヘルハイムの諸著 (上掲) が従來この方面で占めていた地位は今やブレオーの敘述により置きかえられなければならないだろう。

著者はこの「收入」の項目を閉づるに當り、王の徵集權は多數のみならず、之が正當化の根據も王權の各内容を反映して如何に多様であるかを強調すると共に、收入確保の手段も古埃及から承け繼いだ諸制度 (例えば上記の「假差押」) から希臘より導入のそれ (例えば「請負」) に至る迄如何に相互に異質的なものが並存したかを指摘し次の如く述べる、「事實彼等の收入の體系が複雑であるとしてそれは彼等が何等かの理論的原理を實現せんとしてこの體系を構成したのではなかつたが故に他ならぬ。彼等は唯實際の、諸偶然に曝された一作業に於て、可能な限り最大の貨幣を掻き集めようと努力したにすぎない。」と。

所でこの「最大の富を集める」と言う目的も王朝の經濟政策を動かす同じく現實的な他の諸動力とからんでくる。「最小限に出費を止める」と言う志向は上の第一の原則の効果を限られたものとする。むしろ埃及が古來からの自給生活を依然として營み各縣・各村が自足して王に餘剰を提出すること、之が理想でありここから王朝は「既存の組織を出来る限り改變しない」と言う方向を追い、唯々「出来る限り危険を迴避する」ことに汲々として收入保證の制度を増し危険な事項を企てる配慮を私人に委ねて利益が得られた時自己の分け前に與ろうという態度に出る。之が著者が本項の結語として定式化したプロトレマイオス王朝の四つの「主導的經濟原則」である。

埃及社會の王朝經濟との密接なつながり故王朝經濟の「支出」を對象とする著者もヘレニズム埃及の含む社會經濟史の諸問題にふれざるを得ない。その結果之等諸問題解決の現段階と著者の態度が示されているのは吾々にとり本書の貴重性を倍加する、即ち(一)王所屬の獨占製油工場の労働者の移動の自由禁止規定の意味(p. 77—81)。(二)何故穀物生産の場合、他の諸部門では採用されるのが通常だった收入保證制度たる「請負」が存しなかつたか(p. 127)。(三)羅馬時代國家により強制的に結成された *hankieroi* の團體はプロトレマイオス朝に迄遡る制度か(p. 142 n. 1)。(四)二世紀葡萄・果樹の栽培は自動的に相續・移讓権を含む占有權を生んだが、既に三世紀以來然るか(p. 167)。(五)《*apomira*》と言う神殿税のアルシエの祭祀用への充當というフィラデルフスの政策の意味(p. 179—180, 180 n. 2)。(六)採石場・鑛山で、徵用された住民の賦役労働が用いられたか(p. 246—247)。(七)希臘人は埃及渡來と共に故郷で實施して來た農・工業奴隸制を持込んだか(p. 303—307, cf. 537—543)。(八)登記制度は王朝の如何なる時代に遡るや(p. 317—325)。(九)《*katagraphē*》の本質とその効果(p. 325—331)。(十)ハ

トレマイオス王朝時代に羅馬統治下に於けるが如き性格の人頭税が有したか (p. 380—387)。(十一) 人種の差異は賦役賦課・免除決定の基準となりしか (p. 395—400) 等々が之である。

第二に注目すべきに著者が重要な史料の解釋及び之から引出した結論の獨創性があり、女史は (一) P. Petrie III, 43 (2) から "l'économie dirigée" なる概念を、(二) P. S. I. 400 から穀物生産につきプロレタリアートたる耕作者に對し大資本家たる王・贈地保有者の得た利益を (pp. 134—136)、(三) P. Tebt. 701 の漁撈に關する部分から王の得た同じく莫大な収益を (p. 202—206)、(四) P. Cairo-Zénon 59021 (粟野氏「ギリシヤ史の研究」p. 28—29 参照) から王・役人・外國商人の利害の交錯を (pp. 271—275)、(五) P. E. R.n. 24552 gr. から奴隸制及び之に對する王朝の態度を (pp. 313—315 cf. 422)、(六) P. S. I. 502 (粟野氏前掲書 p. 59—61 参照) から役人の責任制を (p. 442—444)、鮮かに書き出した。之等はアポロニウスがシリヤからベルシオンに輸入した商品の關稅表たる P. Cairo-Zénon 59012 の翻譯 (p. 373—374) 及び之が解説と共にヘレニズム埃及の諸斷面を生き生きと吾々の眼前に展開しよう。

後篇第一章「基本的諸制度」は王の收入確保の基本的制度たる、「豫算」と之を實現すべき「契約」・「役人の責任制」・「請負」のそれぞれの本質解明にあてられる。列擧された之等諸制度の中第二章以下の「王朝經濟」の變質過程の敘述理解の上殊に「契約」・「役人の責任制」に注意が拂われねばならぬ。

王地の農民がその小作料を、商人や職人がその収益の一部を、國家に納めるに際しては原則上自由に同意された「契約」が基であり、出生や富の移轉に伴う租稅も納稅者の申告に基く限り後者の同意と或る自發的意志を意味して

いた。租税徴集の請負が契約だつたこと申す迄もない。この點製油工場の労働者の労働・軍隊への宿舍提供・運河や堤防維持の爲の賦役等或る古來からの傳統により一定の仕事にむすばれた社會的諸集團から要求された“*prestations*”は例外であつたが、むしろ例外こそ絶對君主がその編成した「豫算」を強行しようとするれば當然歸結される所であり、事實又契約から強制への轉化は王朝經濟の其後の足どりだつた（後述）。著者はしかしロスツツェフにより餘りに強調され過ぎたきらいある埃及での小作契約の一面に對し三世紀における土地保有・占有方式の極端な多様性を指摘することを忘れない（P. D. 278 はかゝるブレオーの意見に對する反批判とも見られる。充も著者自身埃及での契約自體のもつ不安定を見落してはいない（後述））。

以上の如き國家と小作人間の契約は兩者間で完結的意味を持ち、兩者の契約自體の中に「役人の責任制」が補足的保證として入り來るのでない。その管理する地域から國庫に爲さるべき諸納入義務の全體に關して負うのが役人の責任の内容である。がこの制度には一つの矛盾が含まれている。その中央集權的政府としての本質上王朝は役人から“*initiative*”を奪うが、他方國家が收入につき責任を負いうる保證人を求めるあまり役人におわせた物質的責任制（後述）は、後者がその管轄下の住民に對し執行權・司法權を行使するを止むを得ざらしむるであろう。（かゝる矛盾の展開が第三章第一部の主題となること後に見るが如くである。）

このいわば「中央の權力が薄弱にして、權威が行政區の役人にその地區から提供さるべき貢租を一括して差出すべき義務と共に附與された時代の遺物」たる役人の責任制に對し同じ保證の制度たる「請負」は純希臘起原のものである。この制度は貨幣經濟下でのみ存在の意味を有し、「貨幣での租税の要求が財政收入の不安定性を増大し、王をし

て保證を求めしめた」結果埃及に導入されたものであるが、次の如き埃及自體の特殊事情への配慮もその導入に與つて力あつた、即ち埃及では未だ貨幣經濟が導入されたばかりで貨幣が不足していること、納稅者の私有財産が屢々極めて僅かなものとなつてしまつており、「Execution réelle」に手掛りを與えぬこと。ところでこの制度は銀行・貨幣制度等希臘起原の諸制度と同様結局は國家目的に奉仕すると言う存在意味のみを與えられて、埃及社會自體には(一)相當數の統制計算官職の存在を不可缺にした、(二)細心緻密な立法活動を喚起した、と言う二つの間接的な作用を與えたに止つた。(では國家目的への奉仕という存在理由は「請負」のライトウルギー化の現象を惹起させる程極端に迄強調される場合が存したか、著者自身はこの點にふれていない。事實「請負」に關する重要な史料の發見は最近もなく、ジェノオンパビリの發見の如きもヴィルケン・ロストフツェフの古典的研究に附加すべき何等の重要な新事實を齎らさなかつた p. 450 p. 1)。

三世紀末以後のプトレマイオス王朝の内外にわたる政治勢力の失墜と共に王朝經濟は急速にその支えを失つて貧困化し、之は逆に政治力の没落に拍車をかける。このさなかにあつて王朝が社會的諸勢力に歩一步讓歩してゆく過程、之が史料の關係上主として農業・土地制度の面で畫かれるのが第二章「土地に對する王の諸權利の展開」である。

その保有地に對する「農兵の權利の發展」は、王が農兵にその使用收益を認め自身は其處からの收入を斷念したのに始まり、土地を荒蕪化させまいという經濟的配慮にせまられての王のこの土地に對する權利そのものの放棄に極まつたが、之は二つの經過をたどつた。(一)「農兵保有の世襲性」を通じて。王兵士の双方は世襲性と言う點で利害が一致していた。ところで給附地は三世紀には全くの荒地ではなかつたものが二世紀には最早然らず、未開地の一片を豊

沃化し租税を支拂うべき義務を負つた農兵が今度は恩恵をほとこす側となり王はかかる奉仕に對し保有地の遺産權を承認した結果保有地自體は普通の私有財産とは何等異らぬものとなつた。(二)「移讓性」の許可を通じて。二世紀の始め以後小保有地でその小作人の家族と共に口を糊さねばならぬ農兵とその家族の經濟狀態は他の農民一般に劣らず悲惨だつた。この間にあつて王は農兵保有地が納入の義務ある租税をどんなことがあつても確保する目的しか懐かなかつたが、之が未納の場合最早や三世紀に於ける如く没收すれば借手が再び見付からぬ危険が存したため、王は租税支拂義務を引受る農兵があれば之を許可し代償としてその土地の使用權を與えたが、始めは一ヶ年だつた(P. Tebt. 63 II—121/2)この期間も無期限となり(BGU 1731—1740)、終には兵士ならざる者の爲に行われる移讓の許可の場合(P. Tebt. 124)に極まつた(最後の史料についてブレオーが言及していない一つの重要な點につきロストフツフを是非參照の要がある(pp. 890—891, p. 1546 n. 169))。「宿舎(stathmoi)に對する農兵の權利の發展」も土地と同様の経過をたどつたが、但この場合その發展が同時に宿舎提供者の犠牲に於ても爲された點に相異がある。

個人が王の諸特權に對して克ち取つたこの勝利にも増して輝かしい勝利はすべてが分解する埃及にあつて唯一の統一的勢力たる祭司階級により獲得された(「神殿所屬地に對する王の權利の展開」)。彼等は«trañque d'influence»を以て住民に自己の勢力を扶植しつつ(asyria)終には王の有した神殿領(ge hiera)の管理權をその手から奪ふ取つた(充も P. Tebt. 5 II 57—61 (118)のかかる解釋についてはロストフツフの異論がある pp. 1545—1546 n. 165)。かかる「Immunité」の附與は紀元後四一五年«patrons»に與えられた«autopraxia»(C. Th. XI, 24, 6)の本質上同様のものであるが、前者の場合同時に租税免除の特權«ateleia»も與えられた故王はこの種土地に對し完

全に權利を放棄したわけである。同様の過程は國家に本來その所有權が歸屬していた祭司職及びその扶持（著者の“priebendes” 羅馬時代の *se anierment* に相當）についても進行した。

が王朝經濟の變質過程がその各段階においても最も明かに示されるのは「王地管理の展開」に於てである。二世紀の騷亂は勞働力の不足・耕作可能地の縮少の問題を尖鋭的な形で押し出す。王はこの間にあつて何としても自己收入の確保を計らんとし、先づ「小作契約の長期化」(Tebynis 村の記録)を行い、次では「毎月現場にあつて農事に勵み、如何なる神殿・聖域にも逃亡を求めず、如何なる保護にも頼まず、其他姿を消す如何なる手段もつくり上げぬ」(Wilcken, Chr. n. 327 (107)) 旨の「誓約」を小作人から要求する。がかかる本來の契約外の要素たる誓約も確かな證となり得ぬのは、(一) 役人の側の農民への壓迫が契約での經濟的條件の正常なる反映を歪める、(二) 埃及に於ける農業事情は極端に變化し易く、増水の充・不充分、運河の状態、果ては給水を止める隣人の單なる悪意が毎年の收穫高を變更させる等、契約實行の環境が契約期間中に變轉極りない、(三) 二世紀中荒れ狂つた内亂、神殿の《*pt*》《*stia*》等社會の不秩序は農民に契約尊重の氣持を越さしめぬ、といった背後事情の存する爲である。かく變質せしめられた契約制度の缺陷に對抗すべく農民が採る手段は既に三世紀 (P. S. I. 502) 以來有効な職場放棄・逃亡 (kanachoresis) であり、不公平と見える契約を暴力的に破る。この爲國家は「小作料の輕減措置を實施せざるを得なす (P. Tebt. 61 (b) II. 351—380) が、その手續は煩瑣而も下級役人の手でこの措置の本趣がゆがめられてしまふ。そして内亂による耕地の荒廢と人口減少は終に國家をして契約制度を放棄して「強制請作」に轉ぜしむる (P. Z. 110 (164))。がその實施にあつては強制一本槍ではすまず少くとも農民の納得をかち得ねばならない、然ら

されば一層大量の逃亡者群を発生せしむるにすぎぬだろう。この手段に限界性の有する所以である。かく強制請作が通常的方式と化して行つた當時にあつて國家が小作料確保の爲小作人の保證人・役人の保證人の他に第三の責任體として發見したもの、之こそ村民團體に他ならぬ。村落區域から納入さるべき小作料につき彼等の負つた「連帯責任制」は逃亡からの被害者を最早國家でなく同じ村の農民仲間たらしめたが、反面中央集權の原則とは全く相反したピサンツ期のアフロディイト村の《antopraxia》(P. Cairo-hyz. 67002)を思わせる諸事態(BGU 1779, 1785)を生んでしまつた。なほこの村の連帯責任制は《vilia》なる觀念を始めて生み出す。

かかる解明方法は羅馬帝國治下での類似現象にも如何に示唆的であることか。ロストフツツフの「羅馬コロナイトウスの歴史」以後新史料を加味してこの方面で爲された最も注目すべき敘述たる所以である。

第三章「王朝經濟の諸作用」の第一部は王の財政的配慮から發した「役人の責任制の諸結果」が王・役人・住民の間に如何なるもつれを醸し出して行くかの敘述である。さきにふれた如く、役人はその行政官轄下の住民が對國庫義務を履行せざりし場合自己の財産を以て辨濟すべき責任を負わされた結果、住民は國家に被害を與える前に役人に損失を蒙らせる。が他方かかる責任が當然件つた權力故に役人は直に之に訴えることが出来る。かかる「complete psychologique」から如何なる諸事態が結果するかは凡そ豫測できる、かの二世紀、即ち「王の要求はその貧困化に應じて増大し、住民の反抗は強制權の弱體化に伴つて一段と頑強なものとなり、内戦はあらゆる職權濫用を、警察力の缺乏はあらゆる暴力行爲を許す」この時代に。住民は之に對し最後の切札たる逃亡を以て答えよう。王は經濟的のみならず政治的配慮から住民の保護者として役人の「權力濫用」に「訓戒」を與える。がそれにも拘らず Energetes

II の «philanthropia» の示すのは自己の利益の爲住民から取立を行う眞の暴君としての「役人の自己解放」の姿である。この間にあつて王側にも對策が無かつたわけではなく、「刑罰の苛酷化」、就中高官への「行政・軍事・裁判權の集中化」を行つたが、前者の無効なるは勿論、後者は王權を一層弱體化させる結果を生むにすぎなかつた。(著者はこの *dux Augustalis Aegypti* に權力の集中化を行つた *ユスティニアヌス帝の Edictum XIII* をひきあひに出してゐる。)この頃を閉ぢるに當り著者は同じく羅馬末期との對比からであろう次の如き興味ある考察を展開する、即ちさきの祭司階級の勢力増大としてこの役人の獨立化も王權の最後の没落を到來せしめなかつた理由が兩契機の成熟前における羅馬人の到來にあるとしても、「若し長期にわたりプロトレマイオス王國破滅から救うものありとせば之は權力と土地所有權の合一の缺除にある。神々は廣大な領域を有し「immunities」として之等地域に主人公である。しかし祭司階級は行政的職務を遂行しない。他方行政官は諸權力を借取するが土地を有せざるが故破局的過程は差し迫つたものではないのである。」と。

第二部「國家高權」は既に希臘人の間に於けると同様埃及人の間でもプロトレマイオス王朝確立の遙か以前に確立していた絶對的私所有權の觀念及びかかる觀念の通用する法律生活に王朝經濟が與えた作用乃至之に爲さざるを得なかつた讓歩の各面を明かにするにある。この敘述では最近急速の進歩をとげたバビリによる古代法制史研究の諸成果が從横に驅使される。

その理由の如何を問はず働き手を奪われるという點で王は「投獄の被害」者だつたが、この點で就中問題となつたのは債權者が債務者の身體に對し強制權を要求した場合だつた。埃及社會は希臘時代以前既に契約の絶對的自由の段

階にあり、王地の小作人も自己の身體・勞働・財産を無制限に處分出來たが、信用制度が殆んど發達せず住民も僅かな蓄財しか有せず私有地の存在も稀な地方では、債務者が與え得る最も確實な保證は自己の身體そのもの又は自己の保證人の身體だつた。かくて發生する“*l'exécution personnelle*”そのものを禁止せんとする點でエッセルゲテス二世の法令(P. Tebt. 5 II. 231—247)は劃期的なものだつた(なほ“*l'exécution personnelle*”が債務奴隸制に歸着したか、この點に關する王の取り締り方針はどうだつたか、の點については P. Columbia 480; P. E. R. inv. n. 24552 et. に對する女史の解釋參照 pp. 539—542, cf. 312—317)。が此處でも利害關係と傳統は王の意圖より強力であり、その無効だつた左證として發布十年後債權者に捕えられんとした王地の一小作人はこの法令の存在にも拘らず、「王の名により或る經濟的仕事を完遂するため逮捕すべからざる旨を記した免狀『*pisitis*』」の下附を請求してゐる(P. Rein. 18)。さきの強制請作と並び土地の荒廢化を防ぎ王の利益に必要な限りにおよぶ『*habeas corpus*』を許可すると言ふ當制度(*asylia*)との類似を強調する F. v. Woesl に對する著者の批判については p. 545)も、私的債權者の意圖を挫くものでなかつた。事實 BGU 1156 (16 ap. J. C. 同様の事態がプロトマイオス朝にも存在したことを著者は推定 p. 546, H. 2)なる私的契約書の中ではその不履行の理由として「如何なる“*sauf-conduits*”をも持たざる」旨が豫めうたわれている。

この同じ王の經濟的配慮は自己の收入にとりその勞働が有益な者等を普通法の領域からとり出して「特別裁判」を設けて之に所屬せしめる。この制度に關する女史の敘述は Bernegger 前掲書のよき要約である。が(一)王朝經濟は、上記の如く王の努力に拘らず終に私權を改變するに至らなかつたのに反し、裁判制度に多くの作用を興えたのは

特別裁判の擴大を望む點で總ての者が一致し、被裁判者はこの特權を要求し役人は自己の權限を擴大することになる裁判官としての職責を喜んで引受けたのに由來すること、(二)王はかく裁判制度の面でも自己の利益の優越性を確認しながらも、他方役人への裁判權移讓から來る惡影響を蒙らねばならなかつたこと、之等は女史の就中強調する點である。

第三章「王朝經濟とモラル」では王・三世紀の希臘人事業家・被保護者・役人・労働者とその經濟的職能から設けられた人間の各タイプのモラルの究明である。フィラデルフスに示される希臘的な合理的且つ逞しい事業家肌はプロマイオス朝の「王」の一面にすぎぬ。王の要求に一つの形態と意味を與えるのはフアラオ朝から承け繼いだ「*le père de famille*」と云うモラルである。王の必要とする事業を實現する「希臘人事業家」の型はフィラデルフスの宰相アポロニオスに代表されよう。故郷を棄てた者の前に現界が急に擴がり事業のもつ意味は一層大きく見える。彼等は利潤の危険な追求をなす人の心理的諸特徴を具えている。彼等は又自己の威勢を示すことを忘れないがその誇示の對象は自己を取巻く「被保護者」である。故國から切離された個人はその生れ故郷に爲すべかりし奉仕を今や之等權勢家に捧げるに至つた。情況の變化は彼等に「*vertus politiques*」に代り「*attitudes morales*」を要求するに至る。「役人」のモラルは家族の父という王のモラルを反映し、彼等は「*les vertus de mesure et d'ordre*」を、更には一層政治的な「*justice et charité*」を持つべきを求められる。しかしかゝる理想を鼓舞すべく引合に出されるのは利害關係である、即ち誠實さは進級を決定づけ王の繁榮に役立とう、正義と慈悲は秩序を行恆らせその労働が王の金庫を満たす人々を元氣づけよう。「労働者」はその請願書の中で如何に自分の労働が王の利益に貢獻している

かを繰返し強調する。がかかる經濟的觀念は彼等の勞働を勵ます糧とはならぬだろう。彼等が基督教の教えの實行に示した熱意、彼等があらゆる密儀で克ち取つた成功は、彼等をつかまんとすれば一層高貴な激しい理想を努力の目標として掲ぐべかりしを語っている。勞働に意味を與える一理想を大衆の間に喚起するどころか王朝經濟は住民に深い敗德的氣分を溢らせてしまう。そして自己の利益の爲個人の犠牲を要求した王朝は終に撓み難い住民の個人主義を激發させ之は革命となつて荒れ狂う。王朝のあらゆる内政の痛にして瓦壞の根本原因こそ大衆の王朝へのこの協力拒否に他ならなかつた。

三

以上その敘述の概要を跡づけて來たブレオ一の書物に遲るること二年にして前掲ロストフツェフの大著が世に出た。尤よりその書は一埃及のみならず廣くヘレニズム世界全體の變轉を跡づけたものであり、「今後數十年間の研究の進むべき途を決定するだろう」(H. Bengtson, Griechische Geschichte, S. 13 1950)と言われている。本論考のテーマから逸脱することをさける爲ここでは同書を全體としては取上げず、専ら埃及に關する部分について、しかもブレオ一の作品との關聯に重點を置いて以下筆を進める次第である。そこで同書で問題となる箇所は第四章「勢力の均衡」第二部「主要專制諸國家」B. 「埃及」p. 255—422 (ソテール・エッルゲテス)、第五章「勢力均衡の崩壞と羅馬の介入」第二部「專制諸國家」D. 「埃及」p. 705—737 (フィロパトール・フィロメートル)、第六章「羅馬の保護制と羅馬支配の第一段階」第三部「東方專制諸國家」C. 「埃及」p. 870—930 (王朝没落迄)である(「敘述は社會經濟史

に限定されているが、材料をば、生成の律動を把握し社會經濟の歴史生活の他の諸面との關聯を失わぬ爲歴史の繼起におして排列」(J. Vogt, *Historia*, 1930 H. 1 S. 116 ff.)すると共に更に之を各地域毎に詳説する)。その用いた材料は大體(後記)ブレオーのそれと變らぬ。フィラデルフスのつくり上げた王朝の經濟構造の敘述の如きは著者自身も述べる如く女史のその要約である(即ち第四章・第二部B.「埃及」、因に當項目は次の諸部分に分れている(一)「史料」(二)、「フィラデルフス以前の埃及」、(三)「フィラデルフスの社會經濟機構の改革」、(四)、「埃及の海外屬領」、(五)「埃及の資源の發展化」、(六)「商業・貨幣・銀行」、(七)「埃及の繁榮」、(八)「アレクサンドレイアとフィラデルフィア」)。王朝經濟の變質過程を記すブレオー後篇の敘述に相當するのが第五・六章の前掲部分である。そして王朝經濟と住民の個人主義的生活の相剋というブレオーのモティーフはロストフツフのプトレマイオス王朝埃及衰亡論 pp. 910—914 に全面的に採用される。が兩書には著しい差異が見られる。即ちブレオーの作品は分析的であり、加えてさきに精しく紹介した特異な問題意識は女史をして個別的なものの中にいわば類的なものを讀みとらせようとする。がロストフツフのそれはかく分析せられた諸史實を埃及の否ヘレニズム世界の一本の大きな歴史の流れに組み入れて行く綜合直歴史敘述である(後者の書物を如何に隨所に驅使しているかを知るには莫大な註を一覽すれば足りる)。この差異は學界の生長が落した影でもあろう。がそれは兎も角この差異はロストフツフに於ける次の如き祖野の擴大となつて結果する。

(一) 埃及の工業活動、就中アレクサンドレイア市の燒物・ガラス・金屬工業の如きが、單に之等の地のみならず當時の地主海世界の各地の發掘の成果利用により明かにされたこと(例えば pp. 367—376)。之には彼の考古學者た

るの一面が大きな役割を演じてゐる。

(二) 埃及の海外屬領がそれとして取上げられるに至つたこと (pp. 332—351; 914—917)。(充もブローカー自身「帝國領からの収入」の項でこの問題の解決を A. Heuß, Stadt u. Herrscher des Hellenismus (Klio, Beih. N. F. 26, 1937) 及び當時刊行間近かだつたロストフツェフの本書に委ねよう (p. 415, n. 4)。¹⁾ なお之と關聯してントライオヌス王朝にあつたといはれる近々刊行される著の H. Bengtson, Die Strategie in der hellenistischen Zeit, Ein Beitrag zum antiken Staatsrecht (Bd. I, 1937; II 1944) (Münchener Beiträge zur Papyrforschung und antiken Rechtsgeschichte) の第三卷が大なる期待される。

(三) Per. Mar. Erth. 57; Plin. N. H. VI, 100, 104 のモンヌン發見者として見えたるピッパロスをば、エウゲテヌス二世の晩年第一回の、タレオトラ二世の短い統治期に第二回の印度洋への出航を試みたキジロスのエウドクソス (Strabo, 98—100) の同時代人恐らくは彼の探檢の船長か、彼に續いて組織的探檢と新航路の開發をなし始めて之に關する多數の信頼し得る報告を齎した者、エウドクソスがむしろモンヌン發見者なり、と斷じた點 (pp. 925—929) (なおかゝる見解を始めて發表し、ピッパロスは一一六、一七七年の第二回のエウドクソス探檢と共に出發したと説きた W. Otto-H. Bengtson, Zur Geschichte des Niederganges des Ptolemäerreiches, Abh. der Bayer. Akad. der Wiss. Ph.-Hist. N. F. Helt. 17, München, 1938 を参照し得なかつた。ロストフツェフの點に關する此書の見解を全面的に承認しよう (p. 1556, n. 205)。²⁾ ブローカーは Thebaide の epistrategos 即ち «ἐπί τῆς Εὐβοῆς καὶ Ἰβουκίης Ὀραναγόρας» なる名稱が一一一年と七八年の間に現れるところからピッパロスの航海をば

この期間内に置くべしと説いたが (p. 357, n. 5)、モンシーンの発見者をエッドクソスに見るロストフツェフはこの事実を紅海・印度航海の盛況を裏書きするものとしつつも、他方デロス島碑文に着目する (p. 920—924)。フェニキヤ・シリヤのセロイコス王国による占領はプトレマイオス王朝を埃及と南東及び東方との貿易關係の確立に乗出させた。その努力の跡は既にフィロメートルの時代見られるが、就中エウエルテス二世及びソテール二世の時代のデロス島諸碑文はアレクサンドレイア市とソマリ・アラビヤ・印度貿易の “the great merchantile clearing-house” たるデロス島との間の活潑な取引關係を示してをり、之はエッドクソスがモンシーンを発見し其後この知識が廣く一般に利用されたと解することにより容易に説明がつく、以上がロストフツェフの論旨の概要である。

プレオーには見られなかつた問題の新しい展開は凡そ以上の如く要約されると思うが、兩者間には個々の史實に對する解釋の相違は別とするも (その二・三の點についてはプレオーの作品紹介に際し指摘した)、なおプトレマイオス王朝の王權の性格 (「埃及的」・「希臘的」)、政策の志向 (「王朝的」・「民族的」) に關し微妙な相違の存することをロストフツェフの書物から知つた (p. 1379, n. 83; 1420, n. 212; 1552, n. 191)。しかしこの點について批判の對象となつてゐるプレオーの前掲雜誌論文を参照し得ない故この間の事情は今私に明かでないが、問題の重要性故言及丈しておく次第である。

以上プレオーの書物を主とし、之にロストフツェフの齎した新しい諸見解を加味しつつ爲したヘレニズム埃及社會經濟史研究の現況と關する展望を終り度いが、之は又私自身にとつて、ロストフツェフのライフワークたるこの「ヘレニズム社會經濟史」に成熟した彼の基本觀照理解の手掛を求める爲その依つて立つ具體的根據を明かならしめ

るという意味をも持つものである。

(終りにロストフツエフの書物入手し得なかつた私に快く之をお貸し下された村川堅太郎教授の御好意に深く感謝の意を表する次第である。)

(一九五一、九、四)

執筆者紹介

村松恒一郎	橋大學教授
上原專祿	橋大學教授
増田四郎	橋大學教授
村松祐次	橋大學教授
増淵龍夫	橋大學助教授
渡邊金一	橋大學特別研究生